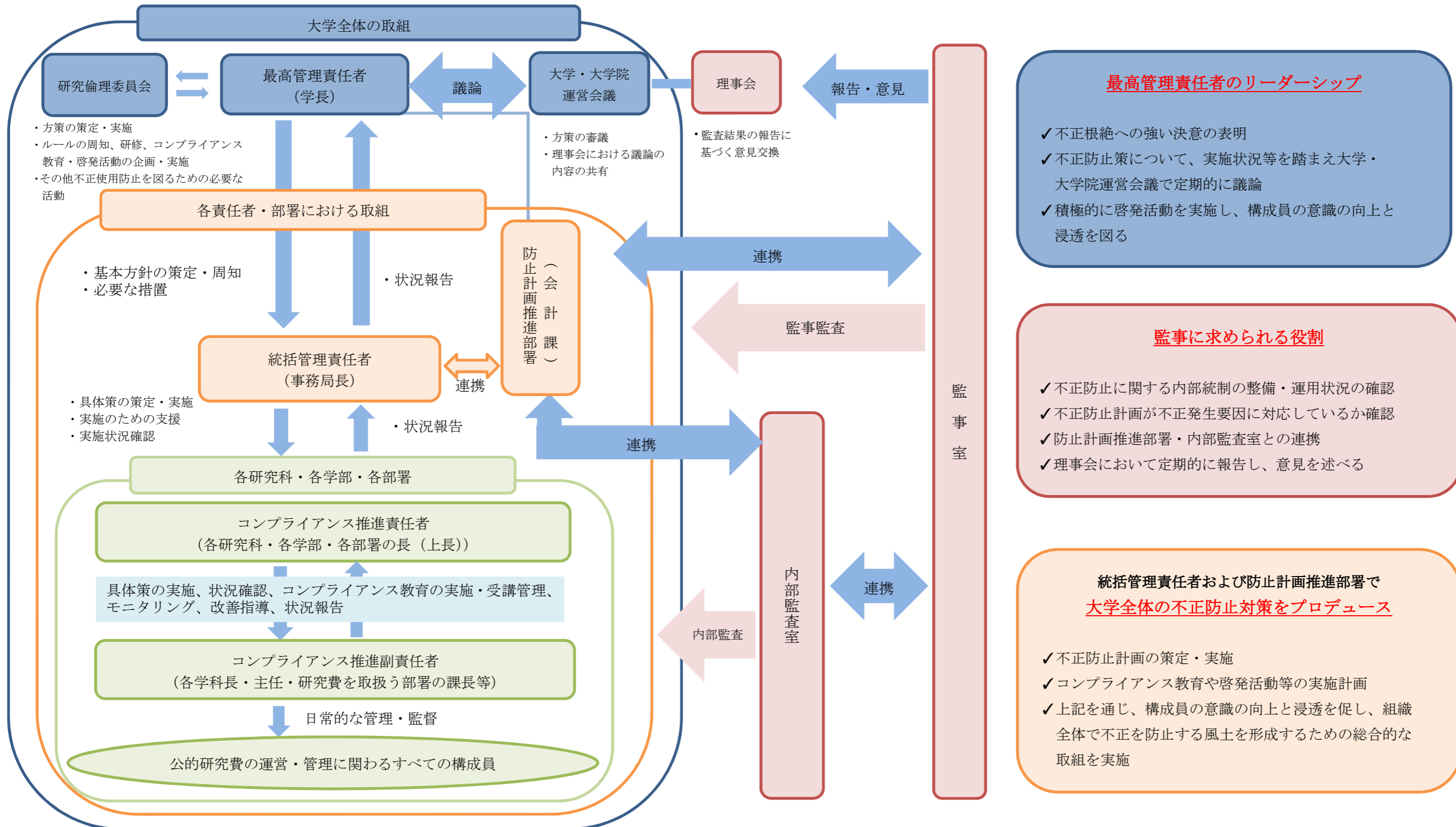


摂南大学における公的研究費の不正使用防止に関する責任体系



最高管理責任者のリーダーシップ

- ✓不正根絶への強い決意の表明
- ✓不正防止策について、実施状況等を踏まえ大学・大学院運営会議で定期的に議論
- ✓積極的に啓発活動を実施し、構成員の意識の向上と浸透を図る

監事に求められる役割

- ✓不正防止に関する内部統制の整備・運用状況の確認
- ✓不正防止計画が不正発生要因に対応しているか確認
- ✓防止計画推進部署・内部監査室との連携
- ✓理事会において定期的に報告し、意見を述べる

統括管理責任者および防止計画推進部署で大学全体の不正防止対策をプロデュース

- ✓不正防止計画の策定・実施
- ✓コンプライアンス教育や啓発活動等の実施計画
- ✓上記を通じ、構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を実施

※各責任者の職名と役割は次葉のとおり

責任者 / 職名	役割
○最高管理責任者 学 長	<p>1 大学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う。</p> <p>2 不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。</p> <p>3 基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたっては、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。</p> <p>4 自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。</p>
○統括管理責任者 事務局長	<p>1 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。</p> <p>2 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。</p>

責任者 / 職名	役割
○コンプライアンス推進責任者 研究科長、 学部長、 教務部長、 学生部長、 図書館長、 グローバル教育センター長、 事務局長 (※統括管理責任者と兼務)、 枚方事務室長	<p>1 各研究科・各学部・部署等における研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。</p> <p>2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、つぎの各号に定める業務を行う。</p> <p>イ 自己の管理監督または指導する研究科・学部・部署等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。</p> <p>ロ 不正防止を図るため、研究科・学部・部署等内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。</p> <p>ハ 自己の管理監督または指導する研究科・学部・部署等において、定期的に啓発活動を実施する。</p> <p>ニ 自己の管理監督または指導する研究科・学部・部署等において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</p>

責任者 / 職名	役割
<p>○コンプライアンス推進副責任者</p> <p>学科長、 基礎理工学機構主任、 テクノセンター長、 教育イノベーションセンター長、 教職支援センター主任、 ラーニングセンター長、 スポーツ振興センター長、 学部事務室長、 会計課長、 図書課長、 研究支援・社会連携センター課長</p>	<p>1 必要に応じてコンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的な管理・監督を行う。</p> <p>2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行う。</p> <p>イ 自己の管理監督または指導する学科・部署等における対策に関し、実効的な実施を行い、実施状況をコンプライアンス推進責任者に報告する。</p> <p>ロ 不正防止を図るため、コンプライアンス教育の受講を率先して促し、受講状況の補助的な管理監督を行う。</p> <p>ハ 自己の管理監督または指導する学科・部署等において、定期的に啓発活動を実施する。</p> <p>ニ 自己の管理監督または指導する学科・部署等において、構成員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等を日常的にモニタリングし、必要に応じて最前線で改善を指導する。</p>